

# Kyosai

[共済だより]

vol.179

2021 Spring

熊本縣市町村  
職員共済組合

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください。

Bulletin of Cooperative Association of the Local Governments of Kumamoto Prefecture



扇棚田

- 2 令和3年度事業計画及び予算
- 4 新しく組合員になられた方へ
- 5 被扶養者認定事務取扱基準の一部変更について
- 6 共済制度補完事業のご案内
- 6 物資事業のご案内
- 7 貸付事業のご案内
- 8 令和3年度の年金額改定について
- 9 退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します
- 10 ぜひご利用ください! 共済組合の助成制度
- 11 特定健診受診率ランキング ご家族も健診を受けましょう!
- 11 令和元年度特定保健指導の実施結果
- 12 ちょっと待って! その薬、「ジェネリック」にできますよ!!
- 12 令和2年7月豪雨により被災した方へ
- 13 コラム「ハウツー・・・ウィズ生活習慣病(1)」
- 14 コラム「一度に多臓器を検査できる『腹部超音波検査』  
～5がん検診に腹部超音波検査の追加をお勧めします～」
- 15 クロスワードパズル
- 16 わがまちの名産名物(産山村)

# 令和3年度事業計画及び予算

令和3年度事業計画及び予算、各事業の概要についてお知らせします。



所属所数	市	14
	町村	31
	一部事務組合	32
	計	77

・組合員数	21,028人
(被扶養者数)	21,233人
・任意継続組合員数	202人
(被扶養者数)	111人

1人当たりの平均標準報酬月額 (任意継続組合員を除く)	
(短期)	362,878円
(長期)	353,640円

## 短期経理

組合員とその被扶養者が病気・ケガをされた時の医療費や出産・死亡・休業・災害などに対する給付を行っています。

令和3年度の短期給付の財政状況は、高齢者医療制度への拠出金・納付金(以下「特定保険料」という。)の増加による影響もあり、令和2年度に引き続き、依然として厳しい状況ですので、短期財源率(掛金・負担金率)は引上げとなります。

よって、今年度も、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)が行う財政調整事業(詳細は下欄をご覧ください。)の交付金等を受けて事業運営を行うこととなります。

医療費の削減は、短期財源率を抑制し、組合員が負担する掛金の負担軽減にもつながりますので、日ごろからの健康管理や疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。

### ◎掛金・負担金率 (単位%)

	一般・市町村長・特定消防	
	掛金	負担金
医療費等(短期)	48.57	58.29
介護保険	8.95	8.95



## 保健経理

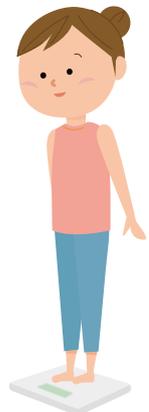
組合員とその被扶養者の福祉の向上と健康増進のための事業を行っています。

第2期データヘルス計画(詳細については共済組合ホームページをご覧ください。)に基づき、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病重症化の予防などについて、所属所と共済組合が連携・協働(コラボヘルス)して取り組むことで、組合員及び被扶養者の健康寿命の延伸を推進します。また、後発医薬品(ジェネリック)への理解を深め、利用を促進することで医療費の適正化を図ります。

令和3年度も引き続き保健事業による各種セミナー等を通して健康への意識付けを行い、組合員の意識変革・行動変容へ繋げていきますので、ぜひ保健事業をご利用ください。

### ◎掛金・負担金率 (単位%)

一般・市町村長・特定消防	
掛金	負担金
1.51	1.51



## 『短期給付(健康保険)の財源率が変わります』

短期給付の財源率は、医療費と特定保険料などの支出を組合員の標準報酬等合計額総額(給料・ボーナス)で除して算出します(右欄「短期財源率算定イメージ図」参照)。

令和3年度の短期経理の収入については、会計年度任用職員の資格取得による組合員数の増加を見込んでいるものの、掛金負担金の算定基礎となる標準報酬等合計額総額は減少する見込みです。

支出については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えによる医療費への影響は見込まないこととし、また、特定保険料の納付額は、昨年度より3億3,389万円の増加(右表参照)が見込まれるため、短期財源率は116.58%へ引上げとなります。

なお、短期給付の財源率の負担割合は、原則として、事業主である地方公共団体等の負担金率と組合員の掛金率で折半となります(下図参照)。そのうち、組合員が負担する掛金率については、一定の上限(調整基準率・特別調整基準率)が設けられており、それを超える掛金相当の部分は、市町村連合会が調整交付金・特別調整交付金として、該当組合に交付し、組合員の掛金の著しい不均衡(過重な負担)を調整する仕組みになっております。

### <令和3年度財源率>

財源率 116.58%	掛金	組合員の掛金率 48.57%	調整交付金 1.00%	特別調整交付金 8.72%
		負担金 地方公共団体等の負担金率 58.29%		



〔短期財源率算定イメージ図〕

特定保険料	令和3年度 納付額 対前年度比 増△減
前期高齢者 納付金	45億2,342万円 2億6,630万円
後期高齢者 支援金	27億0,836万円 7,281万円
病床転換 支援金	1万円 △1万円
退職者給付 拠出金	△512万円 △521万円
合計	72億2,667万円 3億3,389万円

## 貸付経理

住宅の建築・購入や入学・修学・結婚・医療・災害等で必要な資金について、退職等年金預託金管理経理等からの借入金を原資として融資する事業を行っています。

令和3年度末の貸付金は、利率は低利であるものの貸付は伸び悩み、横ばい傾向にあります。貸付の予算額も住宅貸付を中心に18億894万円の見込みにとどまっております。

住宅の建築・購入や入学・修学・結婚・医療・災害等で臨時に資金が必要となる際には、無理のない返済計画のうえ、ぜひご利用ください。

### ◎貸付条件

貸付種類	年利率	最高限度額	償還期間
普通貸付	1.26%	200万円	120 月
住宅貸付		1,800万円	360 月
在宅介護対応住宅貸付	1.00%	300万円	250 月
災害貸付	0.93%	家財	200万円 180 月
		住宅	1,800万円 234 月
		再貸付	1,900万円 236 月
特別貸付	1.26%	医療	100万円 90 月
		入学	200万円 120 月
		修学	1,080万円 150 月
		結婚	200万円 120 月
		葬祭	200万円 120 月
高額医療貸付	無利息	高額療養費相当額	高額療養費支給日
出産貸付		出産費・家族出産費相当額	出産費支給日



## 物資経理

自動車、電化製品等の生活必需物資を物資指定店から購入される際、共済組合がその代金を立替え、組合員から月賦償還していただく事業を行っています。

利率が低利であることから利用が増加傾向となり、令和3年度の売上は、一般物資と自動車物資を合わせ、3億4,000万円を見込んでいます。

貸付金同様、無理のない返済計画のうえ、ぜひご利用ください。

### ◎組合員手数料料率等

物資の種類	取扱品目	年利率	限度額※
一般物資	電化製品、健康器具等	無利息	100万円
自動車物資	自動車、車検・修理等	1.2%	300万円

※組合員一人あたり利用限度額は、一般物資と自動車物資合わせて300万円となります。



貸付事業・物資事業の償還は給与・期末手当等から控除されるので、安心してご利用できます。

「掛金・保険料」は組合員の皆様から、「負担金」は所属所（地方公共団体等）から納めていただきます。



## 厚生年金保険経理

厚生年金相当部分の給付、厚生年金拠出金・交付金、基礎年金拠出金・交付金に係る取引を行います。

### ◎組合員保険料・負担金率（単位%）

組合員保険料	負担金
91.5	91.5

## 退職等年金経理

退職等年金給付に係る取引を行います。

### ◎掛金・負担金率（単位%）

掛金	負担金
7.5	7.5

## 経過的長期経理

旧3階部分の給付、既裁定の公務障害・遺族年金等に係る取引を行います。

### ◎負担金率（単位%）

負担金
0.1001

# 新しく組合員になられた方へ

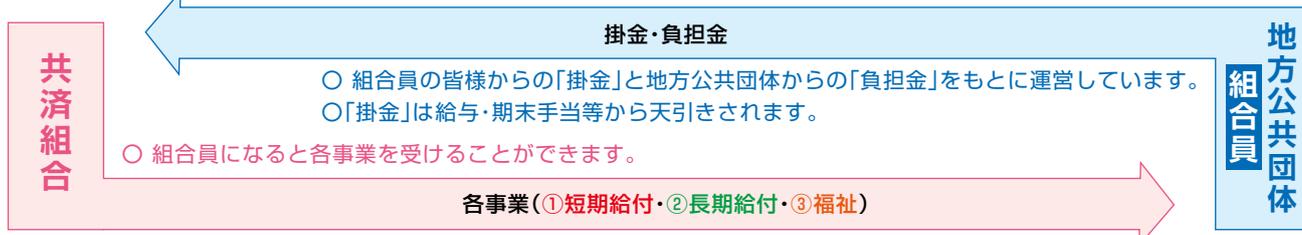
## ～「共済組合」をご存じですか?～



共済制度とは、社会保険制度の一環として相互救済によって組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、安心して公務に精励できるようにすることを目的とした制度です。市町村等に常勤する職員となられた皆さまは、その日から共済組合の組合員となり、組合員証(保険証)が交付されます。



### ☆ 共済組合のしくみ ☆



#### ① 短期(医療)給付事業(保険課)

組合員とその被扶養者の公務によらない病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行い、医療費やその他の不時の支出を補助し、組合員の生活の安定に寄与する事業です。

病気やケガ(公務を除く)のため医療機関で診療を受けるとき、組合員証を窓口に表示すると、医療費の3割を自己負担することで診療を受けることができます。残りの7割は共済組合が負担します。

#### ② 長期(年金)給付事業(年金課)

組合員が永年勤続して退職したときや在職中の病気やケガで障害の状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、老後の生活や残された家族の生計の支えとして、年金や一時金を支給する事業です。

組合員や年金受給者の利便性と身近なサービスを考慮して、共済組合では年金の請求や各種届出などの手続き及び年金の相談を行い、全国市町村職員共済組合連合会が共済年金の決定や支払いを行います。

#### ③ 福祉事業(保険課・福祉課)

組合員とその家族の福祉の向上と健康の保持増進を目的とした事業です。

##### 保健事業(保険課)

人間ドック助成、契約宿泊施設利用助成などの福利厚生事業、組合員及び被扶養者を対象とした特定健康診査・特定保健指導などを行います。

##### 貸付事業(福祉課)

住宅や生活必需品の購入、教育資金など組合員が臨時に資金が必要ときに、低利で貸付を行います。

##### 物資事業(福祉課)

自動車や電化製品など、日常生活に必要な物資を共済組合が指定した販売店から購入するときに、共済組合が一時的に立替払いを行います。

##### 共済制度補完事業(福祉課)

組合員やその家族が死亡または高度障害等になった場合に、長期給付及び短期給付等の制度を補完し、生活の安定を寄与することを目的とした事業です。

# 被扶養者認定事務取扱基準の一部変更について

令和3年4月1日より被扶養者認定事務取扱基準(以下「取扱基準」という。)を一部変更しました。取扱基準の主な変更点については次のとおりです。

## 1. 認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額の変更

- ①父母とも公的年金受給者でない場合は、288万円から**260万円**
- ②父母いずれかが公的年金受給者及びその配偶者が公的年金受給者ではない場合は、288万円から**310万円**
- ③父母ともに公的年金受給者の場合は、288万円から**360万円**

(注)「(夫婦)」とは、三親等内親族の夫婦をいいます。

※認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額及び認定可否については、下表のとおりです。

### ○認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額及び認定可否一覧表 (○認定・×不認定)

	父母いずれか(A) 年間収入推計額①	Aの配偶者(B) 年間収入推計額②	認定基準額 ①+②	被扶養者認定の可否	
				(A)	(B)
父母ともに公的年金受給者ではない場合	130万円未満	130万円未満	260万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	○
	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×

	父母いずれか(C) 年間収入推計額③	Cの配偶者(D) 年間収入推計額④	認定基準額 ③+④	被扶養者認定の可否	
				(C)	(D)
父母いずれか(C)が公的年金受給者及びその配偶者(D)が公的年金受給者ではない場合	180万円未満	130万円未満	310万円未満	○	○
	180万円未満	130万円以上	310万円未満	○	×
	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	○
	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×
	180万円未満	130万円以上	310万円以上	×	×

	父母いずれか(F) 年間収入推計額⑤	Eの配偶者(F) 年間収入推計額⑥	認定基準額 ⑤+⑥	被扶養者認定の可否	
				(E)	(F)
父母ともに公的年金受給者の場合	180万円未満	180万円未満	360万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	○
	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×

## 2. 別居者への金銭援助の考え方

金銭援助は、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、援助方法は金融機関等からの振込とし、組合員から被扶養者の口座へ定期的に継続して送金していることが必要になります。このため、手渡しによる金銭援助の場合は、確認が取れないため認められません。また、別居者が**複数人の場合は、各別居者に対する金銭援助額**の確認をします。

## 3. 別居者への金銭援助の計算方法

最低援助額 (月当たり)	別居の認定対象者の前年収入年額×50%÷12ヶ月【千円未満切捨て】 ※この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合(前年収入年額がない場合を含む。)は25,000円
-----------------	---

## 4. 恒常的な収入について

該当する収入	特別障害給付金を追加
--------	------------

## 5. 取扱基準の変更に伴う周知期間等について

認定基準の変更(上記1.のみ適用)に伴う**周知期間を令和3年9月30日まで**とし、10月1日以降は、変更後の取扱基準により認定等事務を行うこととします。

### ○認定取消申請の場合

認定取消となる対象者については、「令和3年度被扶養者資格確認調査」により確認を行い、**令和3年10月1日**で認定取消とします。

### ○認定申請の場合

被保険者としての要件を備えることとなった認定対象者は、令和3年4月1日で認定とし、届出が扶養の事実が生じた日から30日以内(初日不算入)になかった場合は、届出日の属する月の1日で認定します。

# 共済制度補完事業のご案内

共済制度補完事業は、組合員やそのご家族が死亡または高度障害等になった場合に、長期給付事業(年金)や短期給付事業(医療費)の給付を補うことを目的として、共済組合が生命保険会社・損害保険会社と保険契約を締結し行っている事業です。



「長期給付事業」  
(老後の厚生年金など)  
退職・障害・死亡に対する給付

↓ 補完

「短期給付事業」  
(健康保険など)  
病気やケガに対する給付

↓ 補完



## ◎遺族附加年金制度 ◎遺族附加年金プラス制度

死亡または高度障害になったとき、一定期間、年金を支給する制度です。

## ◎退職後継続保障制度

死亡または高度障害になったとき、死亡・高度障害保険金を支給する制度です。

## ◎重病克服支援制度

三大疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金を支給する制度です。

## ◎医療費支援制度

病気やケガにより入院した場合に、医療費を補完(1月につき2.5万円・5万円を給付)する制度です。

※保険期間は1月1日から12月31日までの1年間で、以後毎年更新できます。中途での加入及び脱退はできません。

※毎年、6月頃、新規及び継続加入のご案内(来年1月1日更新分)を組合員の皆さんに配付していますので、ぜひご加入をご検討いただきますようお願いいたします。

# 物資事業のご案内

物資事業は、組合員が日常生活に必要な物資(自動車、一般電化製品やメガネなど)を共済組合が契約する指定店から購入する場合、その購入代金を共済組合が指定業者に立替払いし、組合員は給与(毎月・賞与)からの天引きによって分割して償還する事業です。

手数料	自動車	年利1.2% (利率については、地共済法第77条第4項の基準利率に伴い変動)
	一般	無利子
償還方法	給与・賞与からの天引き (毎月償還または賞与併用償還(2倍・4倍)のいずれかを選択)	
指定店	自動車	21店
	一般	11店
利用金額 及び 限度額	自動車	20万円以上、300万円以下の5万円単位 (立替金の限度額は、一般物資と自動車物資を合わせて一人当たり300万円)
	一般	1万円以上、100万円以下の千円単位

※自己破産等申し立てた方はご利用できません。

※物資指定店は、別冊「物資指定店及び契約保養宿泊施設のご案内」または、共済組合ホームページにてご確認ください。

## 【物資事業の利用方法】

① 選ぶ	➡	② 商談	➡	③ 提出	➡	④ 償還
物資指定店より物資を選ぶ		指定店に共済組合の物資事業を利用すること(※)を伝えて商談開始		商談成立後、所属所共済組合事務担当課に備え付けの物資購入票に必要事項を記入し、所属所長の証明を受けて指定店へ提出		共済組合が立替払いをした翌月(購入月の翌々月)より給与から天引き償還開始

※指定店との商談のときには、物資購入票を利用することを事前に申し出てください。

# 貸付事業のご案内

貸付事業は、組合員が下表の事由で臨時に資金が必要なときに、低利で貸付けを行う事業です。各種貸付申込書に必要な事項を記入及び添付書類を添えて所属所共済組合事務担当課へ提出してください。毎月月末までに共済組合へ到着した申込書につきましては、審査のうえ、翌月末日(12月は25日)に共済組合の組合員登録口座へ貸付金を振込みます。

- ◆ 返済は、給料・期末手当等からの控除になりますので、金融機関での振込は不要です。
- ◆ 繰上げ償還をする場合の手数料は、不要です。
- ◆ 毎月又は年間の返済額が、他のローン返済額と合わせて、給料月額(基本給)又は年額(賞与を含む)の**30%を超える場合**、貸付けできません。
- ◆ 自己破産等申し立てた方は、ご利用できない場合があります。

## ◎ 貸付の種類、利率等

種類	年利	事由	限度額
普通貸付	1.26%	自動車や一般電化製品など	給料月額×6月分(上限200万円)
住宅貸付	1.26%	住宅の新・増改築や敷地購入など	組合員期間・給料月額に応じた額(上限1,800万円)
在宅介護対応住宅貸付	1.00%	要介護者に配慮した増改築など	上限300万円
災害貸付(住宅・家財)	0.93%	住宅や家財にかかる災害、盗難	(住宅)住宅貸付と同様 (家財)給料月額×6月分(上限200万円)
特別貸付	1.26%	医療、結婚、葬祭、入学	給料月額×6月分 医療(上限100万円) その他(上限200万円)
		修学	修学年度毎に修学月数×15万円
高額医療貸付	無利息	組合員や被扶養者の高額な医療費	高額療養費の支給される範囲
出産貸付	無利息	組合員や被扶養者の出産費支給対象となる出産の費用	出産費または家族出産費の支給される範囲

※利率については、地共済法第77条第4項の基準利率に伴い変動します。

※住宅貸付については、組合員の資格を取得して1年以上経過したときからご利用になれます。

## 【 貸付事業の利用方法 】

① 相談	② 書類提出	③ 決定→送金	④ 償還
所属所共済組合事務担当課に貸付申込の相談	・所属所共済組合事務担当課に貸付申込書と添付書類の提出。 ・所属所より共済組合へ発送。※共済組合へ月末必着。	・共済組合で貸付審査、決定。(翌月、貸付決定通知書等を送付。) ・翌月末(12月は25日)、組合員の共済組合登録口座へ送金。	貸付けを受けた月の翌月より、給与から天引き償還開始

# 令和3年度の年金額改定について

～ 年金額は昨年度から0.1%の引き下げです ～

(令和3年1月22日 厚生労働省発表)

総務省から「令和2年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、これを踏まえ、令和3年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%の引き下げとなります。

## 年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

このため、令和3年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.1%)によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

## 令和3年度の参考指標

- ◎ 物価変動率・・・0.0%
- ◎ 名目手取り賃金変動率(※1)・・・▲0.1%
- ◎ マクロ経済スライドによるスライド調整率(※2)・・・▲0.1%

※1「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

### ◆ 名目手取り賃金変動率(▲0.1%)

$$= \text{実質賃金変動率(▲0.1\%)} \times \text{物価変動率(0.0\%)} \times \text{可処分所得割合変化率(0.0\%)} \\ (\text{平成29～令和元年度の平均}) \quad (\text{令和2年の値}) \quad (\text{平成30年度の値})$$

※2「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

### ◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.1%)

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率(0.2\%)} \times \text{平均余命の伸び率(▲0.3\%)} \\ (\text{平成29～令和元年度の平均}) \quad (\text{定率})$$

### ■ マクロ経済スライドの未調整分について

「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改正において導入されたもので、現代の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

### ◆ 翌年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)



組合員の  
皆さま

# 退職等年金給付に係る 給付算定基礎額残高通知書を 送付します

令和3年5月に令和2年4月から令和3年3月までの  
「給付算定基礎額」に関する情報をはがきでお知らせします。

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資をあらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

「給付算定基礎額」は、付与額（標準報酬月額×付与率（※1））とこれに対する利息（基準利率（※2）を基に計算）を累積した額となります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する情報をお知らせします。

※1 「付与率」とは、付与額を算定するための率であり、組合員であった者とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められています。付与率は、上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行います。制度創設時から1.5%に設定されています。

※2 「基準利率」とは、付与額に対する利息を算定するための率であり、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年平均の低い方）を使用することとされ、地共連の定款で定められています。基準利率は毎年10月に改定されます。

平成27年10月から平成28年9月までは0.48%、平成28年10月から平成29年9月までは0.32%、平成29年10月から平成30年9月までは0.00%、平成30年10月から令和元年9月までは0.06%、令和元年10月から令和2年9月までは0.06%、令和2年10月から令和3年9月までは0.00%に設定されています。

見本 給付算定基礎額残高通知書				
(令和2年4月～令和3年3月)				
年金 太郎 様				
単位 円				
(入金) 期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				400,902
4月	410,000	6,150	20	407,072
5月	410,000	6,150	20	413,242
6月	1,200,000	18,000	21	431,263
7月	410,000	6,150	21	437,434
8月	410,000	6,150	22	443,606
9月	440,000	6,600	22	450,228
10月	440,000	6,600	0	456,828
11月	440,000	6,600	0	463,428
12月	1,300,000	19,500	0	482,928
1月	440,000	6,600	0	489,528
2月	440,000	6,600	0	496,128
3月	440,000	6,600	0	502,728
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額残高	終身退職年金算定基礎額残高	
前年度末	400,902			
付与額累計	101,700	—	—	
利息額	126			
今回通知	502,728			
給付算定基礎額等合計	502,728			
年金払い退職給付加入期間	5年6月			
付与率	令和2年 4月～令和3年 3月	1.500%		
	年 月～ 年 月	%		
基準利率(年率)	令和2年 4月～令和2年 9月	0.060%		
	令和2年10月～令和3年 3月	0.000%		
基礎年金番号9999999999		作成日 令和3年5月1日		

## お願い

令和3年5月に皆さまのご自宅へ「給付算定基礎額残高通知書」を送付する予定ですが、毎年、住所相違により多数の送付遅延が発生しています。

住所を変更した組合員の方は、所属所を経由して必ず共済組合まで住所変更届をご提出ください。

# ぜひご利用ください！ 共済組合の助成制度

## ～令和3年度 保健事業の概要～

共済組合では、組合員と被扶養者の生活習慣病予防・改善のために人間ドックをはじめとした各種健診や心身のリフレッシュのための宿泊費用の一部について助成を行っています。  
組合員の皆様が毎日健康で過ごしていただくためにも、助成制度をぜひご利用ください。

事業項目	対象者	概要																								
人間ドック助成	75歳未満の組合員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>レディースS1日</th> <th>レディースS2日</th> <th>がん特化</th> <th>PET-CT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金額</td> <td>24,000円</td> <td>34,000円</td> <td>33,000円</td> <td>43,000円</td> <td>26,000円</td> <td>43,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎40歳以上の組合員で特定保健指導(動機付け支援(相当を含む)・積極的支援)に該当した方は、必ず同保健指導をご利用いただくことになります。 ◎申込みをしたコースのすべての検査項目を受けない場合、助成金額を減額します。 ※令和3年度の定期募集(定員8,700名)は終了しておりますが、所属所ごとの割当数に達していない場合は随時申込みが可能です。</p>	区分	1日	2日	レディースS1日	レディースS2日	がん特化	PET-CT	助成金額	24,000円	34,000円	33,000円	43,000円	26,000円	43,000円										
区分	1日	2日	レディースS1日	レディースS2日	がん特化	PET-CT																				
助成金額	24,000円	34,000円	33,000円	43,000円	26,000円	43,000円																				
総合健診助成	18～75歳未満の被扶養者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査区分</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本検査</td> <td rowspan="3">15,000円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>基本検査+オプション検査</td> </tr> <tr> <td>被扶養者ドック</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎40歳以上の被扶養者で特定保健指導(動機付け支援(相当を含む)・積極的支援)に該当した方は、必ず同保健指導をご利用いただくことになります。 【2次募集時期】6月(随時申込みも可能です。) ※40歳以上の被扶養者へ6月上旬に通知する予定です。</p> 	検査区分	助成金額	基本検査	15,000円 (上限)	基本検査+オプション検査	被扶養者ドック																		
検査区分	助成金額																									
基本検査	15,000円 (上限)																									
基本検査+オプション検査																										
被扶養者ドック																										
がん検診助成	75歳未満の組合員 (人間ドック助成を受ける組合員は対象外。)	<p>【がん検診助成対象となる部位・検査方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査方法</th> <th>検査部位</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">胃</td> <td>・X線検査(バリウム)</td> <td rowspan="2">子宮頸部 子宮体部</td> <td>・細胞診</td> </tr> <tr> <td>・内視鏡検査</td> <td>・HPV検査</td> </tr> <tr> <td>・ヘリコバクターピロリ抗体検査 ・ABC検査</td> <td rowspan="3">乳房</td> <td>・マンモグラフィ単独法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大腸</td> <td>・便潜血検査</td> <td>・マンモグラフィと視触診の併用法</td> </tr> <tr> <td>・S状結腸内視鏡検査</td> <td>・視触診単独法</td> </tr> <tr> <td>・全大腸内視鏡検査 ・注腸X線検査 ・大腸CT検査</td> <td>・超音波検査(単独法・マンモグラフィ併用法)</td> </tr> <tr> <td>肺</td> <td>・低線量CT ・喀痰細胞診</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【助成金額】上限 5,000円 【請求方法】請求書に検査機関等発行の領収書の写しを添えて所属所担当者を通して共済組合へ提出。後日、組合員登録口座へ送金します。</p>	検査部位	検査方法	検査部位	検査方法	胃	・X線検査(バリウム)	子宮頸部 子宮体部	・細胞診	・内視鏡検査	・HPV検査	・ヘリコバクターピロリ抗体検査 ・ABC検査	乳房	・マンモグラフィ単独法	大腸	・便潜血検査	・マンモグラフィと視触診の併用法	・S状結腸内視鏡検査	・視触診単独法	・全大腸内視鏡検査 ・注腸X線検査 ・大腸CT検査	・超音波検査(単独法・マンモグラフィ併用法)	肺	・低線量CT ・喀痰細胞診		
検査部位	検査方法	検査部位	検査方法																							
胃	・X線検査(バリウム)	子宮頸部 子宮体部	・細胞診																							
	・内視鏡検査		・HPV検査																							
	・ヘリコバクターピロリ抗体検査 ・ABC検査	乳房	・マンモグラフィ単独法																							
大腸	・便潜血検査		・マンモグラフィと視触診の併用法																							
	・S状結腸内視鏡検査		・視触診単独法																							
	・全大腸内視鏡検査 ・注腸X線検査 ・大腸CT検査	・超音波検査(単独法・マンモグラフィ併用法)																								
肺	・低線量CT ・喀痰細胞診																									
インフルエンザ予防接種助成	75歳未満の組合員及び18～64歳の被扶養者	<p>【助成金額】1回につき(上限)1,000円 【請求方法】請求書に医療機関等発行の領収書の写し等(レシート不可)を添えて所属所担当者を通して共済組合へ提出。後日、組合員登録口座へ送金します。</p>																								
保養宿泊助成	75歳未満の組合員及び被扶養者	<p>【助成金額】1泊につき(上限)1,500円 【利用方法】宿泊助成券を事前に各所属所の共済組合事務担当課に申請して交付を受け、契約保養宿泊施設に提出してください。</p>																								

## 皆さまの困った!? をサポートします

組合員やご家族の病気、症状、高齢者のケア、妊娠、出産、育児、メンタルヘルスについていつでもお気軽にご利用いただける、電話相談・面談によるカウンセリングを実施しています。



☎ 0120-475-478

健康相談 / 365日24時間対応

メンタルヘルス電話相談時間 / 9時～22時(年中無休)  
面談予約 / 月～金: 9時～21時  
土曜日: 9時～16時  
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

# 特定健診受診率ランキング ご家族も健診を受けましょう!

令和元年度の特定健診実施率については組合員97.5%、被扶養者48.7%、合計86.1%で、前年度比0.2%減となりました。地方公務員共済組合には令和5年度までに合計90%以上の実施率が求められておりますが、当組合では達成できておらず、特に被扶養者の受診率については50%を割り込んでいる状況です。組合員だけでなく家族みんながいつまでも健康で暮らせるよう年1回は必ず特定健診を受診しましょう。

なお、令和元年度における所属所ごとの特定健診実施率は、以下のとおりです。

(単位:%)

区分	順位	所属所名	組合員	被扶養者	合計
市	1	宇土市	100.0	63.9	92.8
	2	天草市	99.2	60.0	92.1
	3	人吉市	98.6	62.5	92.0
	4	八代市	99.2	56.5	90.3
	5	阿蘇市	97.8	50.0	90.2
	6	玉名市	99.1	51.9	90.0
	7	山鹿市	98.6	46.8	88.1
	8	宇城市	97.4	52.4	88.0
	9	水俣市	96.1	60.3	87.6
	10	菊池市	97.5	48.8	87.3
	11	合志市	97.5	51.5	85.9
	12	荒尾市	97.8	35.5	84.5
	13	熊本市	97.5	46.7	84.4
	14	上天草市	95.4	36.6	81.6
消防関係	1	上球磨消防組合	100.0	0.0	94.1
	2	天草広域連合	98.9	60.0	89.6
	3	八代広域行政事務組合	100.0	55.9	88.7
	4	菊池広域連合	98.8	57.1	86.2
	5	阿蘇広域行政事務組合	98.8	46.4	85.8
	6	人吉下球磨消防組合	100.0	36.4	84.8
	7	水俣芦北広域行政事務組合	100.0	40.0	82.4
	8	宇城広域連合	97.6	41.7	80.5
	9	有明広域行政事務組合	99.0	26.3	79.1
	10	上益城消防組合	90.9	33.3	70.6
その他	1	熊本県市町村総合事務組合	100.0	-	100.0
	1	山鹿植木広域行政事務組合	100.0	-	100.0
	1	熊本県市町村職員共済組合	100.0	100.0	100.0
	1	上天草衛生施設組合	100.0	100.0	100.0
	1	上天草・宇城水道企業団	100.0	100.0	100.0
	6	大津菊陽水道企業団	100.0	75.0	95.0
	7	人吉球磨広域行政組合	100.0	60.0	94.1
	8	御船地区衛生施設組合	100.0	75.0	91.7
	9	菊池環境保全組合	100.0	55.6	83.3
	10	八代生活環境事務組合	100.0	25.0	77.8
	11	益城嘉島西原環境衛生施設組合	91.7	20.0	70.6
	12	御船町甲佐町衛生施設組合	100.0	0.0	70.0

区分	順位	所属所名	組合員	被扶養者	合計
町村	1	球磨村	94.6	83.3	93.0
	2	多良木町	100.0	50.0	91.1
	2	苓北町	98.5	53.8	91.1
	4	和水町	98.6	50.0	90.8
	5	玉東町	93.2	77.8	90.6
	6	あさぎり町	98.1	54.1	89.6
	7	氷川町	98.7	55.0	89.5
	8	錦町	100.0	25.0	89.1
	9	南関町	95.7	53.8	89.0
	10	嘉島町	95.9	70.0	88.4
	11	御船町	96.4	53.8	88.2
	12	小国町	95.6	50.0	87.8
	12	益城町	99.0	61.0	87.8
	14	南小国町	97.0	42.9	87.5
	14	津奈木町	97.5	62.5	87.5
	16	大津町	100.0	51.4	87.4
	16	甲佐町	100.0	42.1	87.4
	18	美里町	95.8	42.9	87.2
	19	山都町	94.5	46.2	86.6
	20	産山村	92.6	66.7	86.1
	21	南阿蘇村	91.8	64.9	85.5
	22	山江村	92.9	50.0	85.3
	23	長洲町	98.9	40.0	84.8
	23	湯前町	94.6	44.4	84.8
	25	菊陽町	96.4	45.9	83.8
	26	高森町	91.3	60.0	83.6
	27	芦北町	96.0	40.5	83.3
	28	五木村	90.3	44.4	80.0
	29	水上村	87.1	37.5	76.9
	30	西原村	93.5	23.5	74.6
	31	相良村	85.0	33.3	73.1
病院関係	1	阿蘇医療センター	98.7	77.8	96.6
	2	荒尾市民病院	98.8	42.1	92.9
	3	小国町外1ヶ町公立病院組合	97.3	50.0	92.6
	4	菊池養生園保健組合	100.0	66.7	91.7
	5	国保水俣市立総合医療センター	98.0	42.9	89.7
	6	球磨郡公立多良木病院企業団	92.5	44.4	88.0
	7	山鹿市民医療センター	97.8	36.1	85.0
	8	くまもと県北病院機構	93.7	35.1	83.5

※実施率目標値90%の達成所属所 24/75(32%)

## ～令和元年度特定保健指導の実施結果～

メタボ・予備群が約100名減少しました!

共済組合では40歳以上の組合員・被扶養者の特定健診結果を階層化し、基準該当者に対して特定保健指導を行っております。令和元年度の特定保健指導実施率については、組合員51.3%、被扶養者26.1%、合計49.9%となり、前年度比1.1%減となりました。



【令和元年度実施結果】	組合員	被扶養者	合計
<b>特定保健指導</b>			
特定保健指導終了者の割合(%)	51.3	26.1	49.9
<b>メタボリックシンドローム</b>			
メタボリックシンドローム該当者割合(%)	17.8	7.8	16.6
メタボリックシンドローム予備群者割合(%)	13.6	5.6	12.6

### 特定保健指導実施率 トップ3

- 1位 上益城消防組合 100%
- 1位 上球磨消防組合 100%
- 3位 錦町 88.9%

※組合員数50名未満の所属所を除く

ちょっと  
待って!

# その薬、「ジェネリック」にできますよ!!

～ ジェネリック医薬品の利用者が増えています ～

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、「新薬(先発医薬品)」と同じ有効成分で、価格が安く、厚生労働省が新薬と同等と認めた医薬品のことです。新薬からジェネリック医薬品に切り替えれば、治療効果は同等ながら、家計負担が減ることにつながりますので、医師や薬剤師と相談して、積極的に「ジェネリック医薬品」を活用しましょう!

## ジェネリック医薬品に関するQ&A



### 〈ジェネリック医薬品ってなに?〉

新薬の特許期間満了後、有効成分・用法・用量・効能等が新薬と同等の医薬品として新たに承認審査され、製造・販売される安価な医薬品で、厚生労働省が新薬と同等と認めたものです。

### 〈ジェネリック医薬品はどうして安い?〉

新薬の開発・研究・製造には長い年月と莫大な費用を要するため、「特許期間」が設けられることとなります。しかし、特許期間を過ぎると、他の製薬会社でも同じ有効成分を使った薬の製造等が可能になるため、開発コストを低く抑えることができます。だから「ジェネリック医薬品」は安いのです。

### 〈ジェネリック医薬品の安全性は?〉

新薬で積み上げられた実績が、薬の成分・有効性・安全性などを証明しており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による品質基準をクリアし、また、「後発医薬品品質確保対策事業」により品質が確認されていますので安心です。

### 〈ジェネリック医薬品に切り替えるには?〉

組合員証・被扶養者証に、あらかじめ「ジェネリック医薬品を希望します」の表示をしていますので、原則、申請手続きは必要ありませんが、病院や薬局などの窓口で「ジェネリック医薬品を希望しますか?」と聞かれたときには「希望します。」とお伝えください。



### 【こんな方におススメ!】

ジェネリック医薬品は、新薬よりも安価で販売されていますので、薬代を軽減したい方にお勧めします。

また、治療期間が長い生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症など)の方がご利用いただくと、将来にわたって薬代を大幅に節約することができます!

ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではありませんので、医師や薬剤師にご相談のうえ、ご利用ください。

## 【令和2年7月豪雨により被災した方へ】



医療機関等での「一部負担金等徴収猶予期間」を「令和3年6月末まで延長」しました

令和2年7月豪雨による医療機関等での窓口負担の徴収猶予(窓口負担を免除するものではありません。)期間については、令和3年3月末日までの診療(調剤)分としていましたが、令和2年7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、令和3年6月末日まで引き続き延長することとしました。

なお、令和3年4月1日以降も医療機関等窓口での「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要となりますので、窓口負担の徴収猶予を希望・更新される方は各所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

※徴収猶予された一部負担金等は、猶予期間終了後、共済組合へ返納していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

# ハウツー

## ウィズ生活習慣病(1)

済生会熊本病院 予防医療センター医師 高尾 祐治



「『早足で歩く』これが一番。これだけ言っておけば運動指導は大丈夫だ！」  
「食べるのが早すぎるよね。量も多い。時間をかけてゆっくり食べるべきだね！」

以前参加した研修会の事例検討会で、あるドクターが自信ありげにそう語るのを聞きながら、前に同僚が同じことを言っていたのを思い出しました。「運動と食事を注意すれば生活習慣病は改善する」…誰でも知っていることを得意げに話していますが、問題はその後…分かっていてもできないから、どうする？というところで皆が頭を抱えているのです。「それは保健師さんの仕事だ」と言って逃げる医者では頼りになりません。その点、保健師さんや管理栄養士さんは知識が豊富です。前回の研修会でも様々なアイデアが出されました。「デザートにアイスクリームは欠かせない」という人には「アイスクンデーやかき氷に換えればカロリーが格段に減る」とか、「出張先でついファストフードの店に行ってしまう」なら「郷土料理の店を探すと楽しい」とか、「運動嫌いな人にはヨガを勧めてみよう」とか、「30回嘔ませたら健診結果が良くなった」とか。

そんな話を聞きながら天邪鬼な私はそっと首をかしげます。アイスクリームを食べたい人は別に冷たいお菓子なら何でもいいわけではないし、面倒くさくてファストフードを選ぶ人が独りで郷土料理屋なんか入らないし、運動したくないのにヨガをすることは思えない。毎回数なんか数えていたらちっとも味わえない…専門家は意外に自分では実践しません。学会や研究会に行くと会場を歩き回るエスカレーターやエレベーターには長蛇の列なのにその横にある階段はスカスカだったりします。他人には「運動しろ」と言いながら自分では楽な方法を探してしまう人たちのアドバイスはどこか他人事で、到底当事者の苦悩は理解できまいとこっそり同業者をディスっている私です（笑）私は「自分ならどうする？」と考えることにしています。食べたいアイスクリームをガリガリ君に換えるよりデザートの分だけメインを減らす方が堂々と食べられるのではないか、出張先のファストフードはもうひと区画離れた場所の店舗に行って買ったなら罪悪感が薄れないか…大したことでもなくても、自分だけの達成感は得られます。

専門家の知識は普遍的ですが、それが自分に活かせるかどうかは分かりません。他人が成功した方法で自分も成功する確率は決して高くありません。「必ず上手くいく方法がないならしない」という人は、きっとずっと何もしないでしょ。行動変容に王道はありません。どうぞ、自分なりに試して自分だけのレシピを見つけてください。私にもそのレシピがありますが、決して他人には教えません。どうせ、自分だけに効く魔法ですから。

# 一度に多臓器を検査できる「腹部超音波検査」 ～5がん検診に腹部超音波検査の追加をお勧めします～



日本赤十字社熊本健康管理センター 検査部長 大竹 宏治

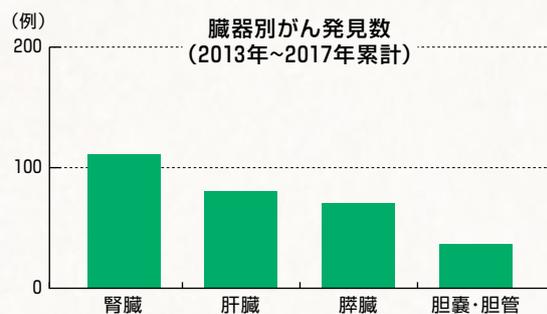
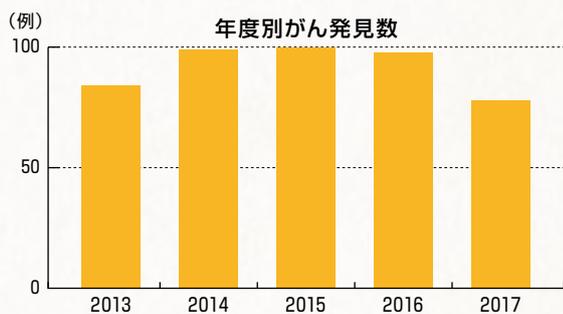
「2人に1人はがんになる時代」と言われている今、がんによる死亡率を下げるためにさまざまな検診があります。このうち、5がん検診(肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの検診)は、国から受診を推奨されている検診です。当センターは、これに腹部超音波検査を追加することをおすすめしています。

腹部超音波検査では、肝臓・胆のう・膵臓・腎臓・脾臓・腹部大動脈を対象臓器として検査しています。第一に「がん発見」、第二に「生活習慣病に関する疾患の発見」を目的としており、迅速に治療、生活指導、栄養指導へとつなげています。(※超音波検査とは、人の耳に聞こえない音波を利用して画像を作成・撮影している検査です。放射線被ばくがなく、繰り返し検査をしても人体に害はありません。)

## ■ 年度別がん発見数 (2013年～2017年)

当センターでは、年間およそ7万人の方が腹部超音波検査を受診し、このうち90例程度(およそ0.13%)のがんが発見されています。

5年間の累計で最も多かったのは腎臓がんで、次いで肝臓がん、膵臓がんです。また、初めて検査を受ける方ばかりではなく、継続受診者からもがんは発見されています。毎年検診を受けることで、早期の状態で見られる可能性が高くなります。



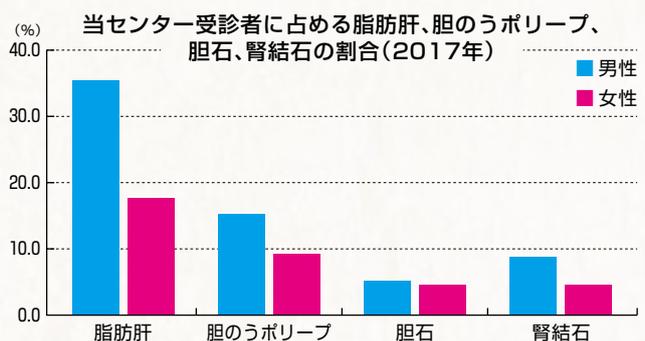
## ■ 生活習慣病に関する疾患 (2017年)

脂肪肝、胆のうポリープ、胆石、腎結石などが発見されています。

男性ではおよそ3割の方が脂肪肝です。肝臓に脂肪が溜まると肝臓に負担がかかり、肝臓の機能が衰えてしまいます。健康を維持するためには脂肪肝の解消は不可欠です。脂肪肝の原因は、食べ過ぎ・アルコールの飲み過ぎ・運動不足などが考えられ、解消には生活習慣の改善が大事になってきます。

胆石・腎結石は、それぞれ激しい腹痛・腰痛の原因となる可能性があります。原因の一つとして、食生活の欧米化があげられます。こちらでも生活習慣の改善が大事になってきます。

超音波検査結果が生活習慣を見直すきっかけにつながると考えます。



## 当センターでは精度の高い検査を行っています!

- ★腹部超音波検査は35年以上の実績
- ★外部団体(全国労働衛生団体連合会)が主催する、全国規模の画像撮影技術の精度管理評価「A～D」のうち最高評価「A」を9年連続取得
- ★検査を担当する技師は超音波検査士(日本超音波医学会認定資格)の資格を取得
- ★日本超音波医学会認定超音波指導医・専門医が画像の読影を実施



# クロスワードパズル

クロスワードを解き、アルファベット順に字を並べると答えが出てきます。

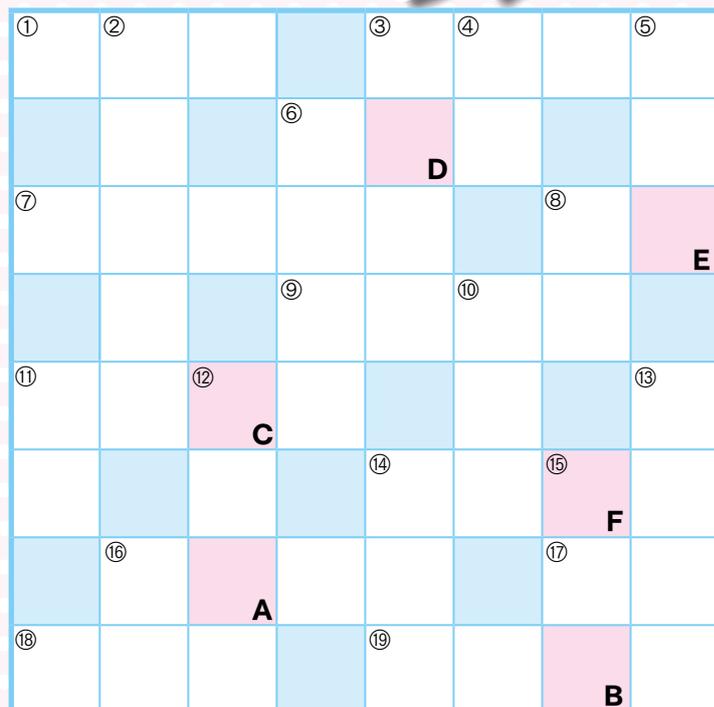
正解者の中から抽選で10名の方に、



を差し上げます。

答え

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---



## タテのカギ

- ② パラシュート。
- ③ 山野にすむ野生化したネコ。
- ④ 便利な器具・機械。「文明の〇〇」
- ⑤ 得点や勝ち負けを争う遊び。スポーツの試合。
- ⑥ ねむりが足りないさま。睡眠不足。
- ⑩ 英語で上へ上げること。
- ⑪ 決まり。法律。法則。方法。
- ⑫ 値段を安くして売ること。
- ⑬ 白地に赤い丸をかいたもの。日章旗。
- ⑭ 物の進む速さ。
- ⑮ 生放送。生演奏。
- ⑯ 親しい仲間。

## ヨコのカギ

- ① 開いた手のひら。
- ③ やりを投げてその到達距離を競う陸上競技。
- ⑥ 寝るときに着る衣服。
- ⑦ 帆をはって走る船。
- ⑧ 豚肉を塩漬けにし、くん製にした加工食品。
- ⑨ 全体の水準を高めるため、最低の数値を引き上げること。
- ⑪ ある言語で表現された文を別の言語に移し変えて表すこと。
- ⑭ 女声の最高音域。また、その声域の歌手。
- ⑯ 他人の作品の全部または一部をそのまま自分のものとして使うこと。また、その作品。
- ⑰ ちょうど、この時。
- ⑱ 軽い物に重みを加えるために付ける物。
- ⑲ サッカー・ラグビーなどでボールをけりながら進むこと。

## 応募方法

### ① はがきでの応募

宛先：〒862-0911  
熊本市東区健軍一丁目5番3号  
(自治会館別館内)  
熊本県市町村職員共済組合 総務課

### ② ホームページからのご応募

トップページ⇒クロスワードクイズ応募のご案内



ここをクリック

ホームページは  
こちらから!

キーワード  
〒住所  
氏名  
所属所名  
組合員証記号番号  
ご感想等



共済だより2021冬号(178号)  
クロスワード(答え)

## ネンガジョウ

応募総数325通 正解数322通

■ 締切日：令和3年5月14日(当日消印有効)

■ ご応募は一人につき一通に限ります。

■ 正解発表は、次号「共済だより2021夏号(180号)」に掲載します。

※この懸賞にご応募いただいた方の個人情報は、他の目的では、一切使用しません。

※個人情報保護のため、当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

